

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年2月10日

【会社名】 DMG森精機株式会社

【英訳名】 DMG MORI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 雅彦

【本店の所在の場所】 奈良県奈良市三条本町2番1号（注）上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区潮見 2 丁目 3 -23

【電話番号】 03-6758-5900（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【提出理由】

当社は、2026年2月10日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の執行役員、従業員及び当社のグループ会社の従業員（以下「対象役職員」と総称します。）に対し、自己株式（以下「本割当株式」といいます。）の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

DMG森精機株式会社 普通株式

(2) 発行数

1,829,500株

(3) 発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格 3,113円

（ ）資本組入額 該当ありません

（注）発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、2026年2月9日（以下「本割当決議日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,113円としております。ただし、最終的な発行価格は、2026年2月18日（以下「条件決定日」といいます。）に決定することとし、本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と 条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）発行価額の総額 5,695,233,500円

（ ）資本組入額の総額 該当ありません

（注）発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,113円を基準として算出した見込み額です。最終的な発行価額の総額は、上記、(3)発行価格及び資本組入額の（注）に記載の方法に従い決定された発行価格に発行数を乗じて算出することとし、条件決定日に確定します。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の執行役員 17名 137,800株

当社の従業員 1,055名 1,684,100株

当社のグループ会社の従業員 3名 7,600株

(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

当社の完全子会社

勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象役職員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象とな

る当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして、当社又は当社のグループ会社から対象役職員に対して支給される金銭債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものであります。

本割当契約の概要

譲渡制限期間

2026年4月30日から当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

譲渡制限の解除条件

対象役職員が2026年4月30日から2031年12月21日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

本権利確定期間中に、対象役職員が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象役職員が、当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、対象役職員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

対象役職員が、本譲渡制限期間中に当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも定年その他の正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する（ただし、2031年12月22日以降の日に、対象役職員が当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも自己都合により退任又は退職した場合（非違行為事由に該当する場合を除く。）はこの限りでない。）。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役職員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役職員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(8) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象役職員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象役職員からの申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役職員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象役職員は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

(9) 本割当株式の払込期日

2026年4月30日

(10) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以 上